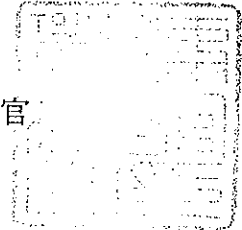




環廃対発第060424004号
平成18年 4月24日

各都道府県知事 殿

環境事務次官



廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）の
国庫補助について

標記交付金の交付については、平成15年5月14日付環廃対発第030514002号環境事務次官通知の別紙「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般交付要綱の一部を下記のとおり改正し、平成18年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

ただし、平成17年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

記

1. 別紙3を別添のように改める。

別表 3

区分 種別	廃棄物処理 施設整備 補助率	北海道廃棄物 処理施設 整備費補助率	離島振興 事業費補助率	沖縄開発 事業費補助率	国土総合開発 事業調整費 補助率
ごみ処理施設 整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
ごみ燃料化 施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物運搬 中継・中間 処理施設	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物再生利 用施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
埋立処分地 施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
汚泥再生処理 センター整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
し尿・浄化槽 汚泥高度処理 施設整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
コミュニティ・プラント 整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3

備考

1. 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項の規定に基づき整備する事業（平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業に限る。）については、上欄にかかわらず補助率1/2とする。
2. 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項の規定に基づき整備する事業については、上欄にかかわらず補助率1/3とする。
3. 北海道廃棄物処理施設整備費にあつて、離島振興法第4条第1項の離島振興計画に基づき整備される事業で、ごみ処理施設関係については補助率1/3、し尿処理施設関係及び生活排水処理施設は補助率1/2とする。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の6の規定に基づき整備する事業にあつては、沖縄開発事業費を除き、上欄にかかわらず補助率1/3とする。ただし、1に係る事業は除くものとする。

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）
国庫補助金交付要綱

（通 則）

1. 廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定によるほかこの交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

2. この補助金は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して一般廃棄物処理施設を整備し、廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うことにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（交付の対象）

3. この補助金は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第4項に規定する選定事業又はPFI法施行以前から計画していた事業であって平成11年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱の3に該当する事業として環境大臣が認めるもののうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条、第12条及び第12条の2並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府厚生省令第1号）第1条第1項及び第2条第1項の規定による技術上の基準及び別に定める細目基準に適合した次の事業を交付の対象とする。

（1）平成6年10月31日衛環第297号厚生省生活衛生局水道環境部長通知「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業実施要綱」による事業として別表1の1に定める廃棄物処理施設の新設に係る整備事業

（2）別表1の2に定める廃棄物処理施設の新設に係る整備事業

（補助事業者）

4. この補助金は、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者又は3に定める環境大臣が認める事業を行う者であって平成11年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付要綱の4に定める事業者該当する者として環境大臣が認めるもの（以下「補助事業者」という。）に対し補助するものとする。

(補助対象事業費)

5. この補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）の額は、別表2のIの第1欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第4欄に掲げる基準額（実支出額がこの算定基準により算定された額より少ないときは、実支出額）の合計額とする。

(交付額の算定方法)

6. この補助金の交付額は、補助対象事業費の額と当該事業に要する総事業費から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、別表3に掲げる区分及び種別ごとの補助率を乗じて得た額とする。
- ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

7. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業計画の変更

補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の計画について、次に掲げる事項を変更しようとするときは、9に定める変更申請手続により事業計画変更申請書を作成し、環境大臣の承認を受けなければならない。

- ① 処理能力
- ② 処理方式
- ③ 施設の設置場所（ただし、100m以内の変更は除く。）
- ④ 構造及び工法変更のうち工事の重要な部分に関するもの。

(2) 経費の配分変更

- ① 補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の配分を変更しようとする場合には、9に定める変更申請手続により経費の配分変更申請書を作成し、環境大臣の承認を受けなければならない。

ただし、事業計画の変更に伴い経費の配分変更する場合は、事業計画の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

ア. 工事費

- (ア) 本工事費（工種が分けられている場合においてはその工種別）
- (イ) 付帯工事費（工種が分けられている場合は、その工種別）
- (ウ) 補償費
- (エ) 調査費
- (オ) 工事雑費

イ. 事務費

- ② ①の場合において、次のいずれかに該当する軽微な変更については、承認を要しないものとする。

ア. 前項アの各工事の相互間におけるそれぞれの経費の3割以内の変更。

イ. 本工事費及び付帯工事費において工種別金額の3割以内の変更。

ウ. 事務費から工事費への流用。

(3) 補助事業の中止又は廃止

補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに、当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を施設の設置場所を所轄する都道府県知事に提出し、都道府県知事は取りまとめの上、環境大臣に提出しその承認を受けなければならない。

(4) 工期の変更

補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合には、毎年度2月末日までに別紙様式第1「廃棄物処理施設整備事業（民間資金活用型社会資本整備事業）状況報告書」を施設の設置場所を所轄する都道府県知事に提出し、都道府県知事は取りまとめの上、環境大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(5) 状況報告等

ア. 補助事業者は、毎年度12月末日までに別紙様式第2「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）補助金事業施工状況及び工事進捗状況調」を施設の設置場所を所轄する都道府県知事に提出し、都道府県知事は取りまとめの上、環境大臣に提出しなければならない。

イ. 環境大臣は、必要と認めるときは、補助金の交付の決定を受けた補助事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

(6) 財産の処分

ア. 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により環境大臣が別に定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

イ. 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

ウ. 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金調書

補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保存しておかななければならない。

(8) 契約時の措置

工事契約締結の際は、「一括下請負の禁止」について条件を付するものとする。

(申請手続)

8. この補助金の交付の申請は、毎年度8月末日までに別紙様式第3「廃棄物処理施設整

備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金交付申請書」を施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出し、都道府県知事は別紙様式第3を審査し、取りまとめの上関係書類を添えて、環境大臣に提出するものとする。

補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、当該補助金における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）

（以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（変更申請手続）

9. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、8に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

なお、変更申請に当たっては、変更部分のみ変更前、変更後と内容が判別できるものとし、事業費内訳等は変更後は上欄に併記して、作成するものとする。

（交付決定の通知等）

10. 環境大臣は、8及び9による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときには交付決定を行い、その決定の内容及び交付条件を補助事業者に通知するものとする。

環境大臣は、交付の決定を行うに当たっては、8により当該補助金に係る消費税等相当額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等相当額を減額するものとする。

また、環境大臣は、交付の申請がなされた全ての補助事業について、当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して決定を行うものとする。

なお、環境大臣は、交付申請書が到達した日から原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

（交付の申請の取り下げ）

11. 補助事業者は、その決定の内容又は前条の規定によりこれに付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、その交付の決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

（交付の決定の取消し）

12. 環境大臣は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は補助金の交付の決定の内

容若しくはこれに付された条件その他この要綱に定めるところに違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

また、環境大臣は、当該規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その旨及び理由を書面により通知するものとする。

なお、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、環境大臣は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

(実績報告)

13. この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（7の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第4「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金事業実績報告書」を施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

また、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式第5「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金年度終了実績報告書」を施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

なお、国庫補助事業年度の翌年度以降において補助事業者が単独事業により継続して施行する場合にあっては、全体事業が完了したとき、別紙様式第6「廃棄物処理施設（民間資金活用型社会資本整備事業）全体事業竣工報告書」による報告書を全体事業完了後1か月以内に施設の設置場所を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

補助事業者は、8のただし書きに定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等相当額の確定に伴う補助金の返還)

14. 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第7「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金の仕入に係る消費税等相当額報告書」を速やかに施設の設置場所を管轄する都道府県知事に報告し、都道府県知事は環境大臣に当該報告を進達しなければならない。

環境大臣は、当該報告書の提出を受けたときは、当該消費税等相当額の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

15. 都道府県知事は、実績報告書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び現地調査等を行い、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の交付の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

この場合において、既に当該確定した額を超える補助金が交付されているときは、都道府県知事は、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

16. 特別の事情により、5、6、8、9、11、13及び14に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

国庫補助対象施設等

補助対象となる廃棄物処理施設整備事業は、次に掲げる施設とする。ただし、補助対象事業費が別に定める場合を除き、100,000千円に満たない事業を除く。また、廃止されたごみ焼却施設の解体跡地の全部又は一部を利用して行う施設整備事業にあつては、廃止された施設の解体に係る費用を事業費に含むことができるものとする。

1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業

ごみ処理施設及び埋立処分地施設について、平成15年5月14日付け環廃対発第030514005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金取扱要領」（以下「国庫補助金取扱要領」という。）に定める建築物等の設備は含まないものとする。

- (1) ごみ処理施設
- (2) ごみ燃料化施設
- (3) 廃棄物運搬中継・中間処理施設
- (4) 廃棄物再生利用施設
- (5) 埋立処分地施設

（埋立処分可能期間が5年以上又は埋立面積が10,000㎡以上のもの。

不適正な埋立処分地を適正な埋立処分地に再生する事業を含む。）

- (6) 上記各事業とも、事務所、倉庫、公舎等の施設を除く。

2. 一般廃棄物処理施設整備事業のうち、1以外の事業

- (1) 汚泥再生処理センター
- (2) し尿・浄化槽汚泥高度処理施設

（し尿等の海洋投入禁止処分に伴い、適正な陸上処理を行うための施設整備に限る。）

- (3) コミュニティ・プラント（処理能力100人以上のもの。）
- (4) 上記各事業とも、事務所、倉庫、公舎等の施設を除く。

別表 2

I 算定基準

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
工 事 費	本 工 事 費	(直接工事費)	
		材 料 費	別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。
		労 務 費	別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。
		直 接 経 費	直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。 このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。
		(間接工事費)	
		共 通 仮 設 費	間接工事費のうち、共通仮設費については、 (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用 (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用 (5) 技術管理に要する費用 (6) 現場事務所、労務者宿舍及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。） (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
			<p>(8) 交通の管理、安全施設に要する費用の合計額をいう。</p> <p>営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という。）から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(4)において同じ。）が 500万円以下の場合 2.5%</p> <p>(2) 純工事費が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 1.9%</p> <p>(3) 純工事費が 1,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.5%</p> <p>(4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 1.0%</p> <p>労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p>

1 区 分	2 費 目	3.細 分	4 基 準 額
			<p>(1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費及び安全費を除く。以下(2)～(9)において同じ。）が 100万円以下の場合 7.0%</p> <p>(2) 純工事費が 100万円を超え 200万円以下の場合 5.5%</p> <p>(3) 純工事費が 200万円を超え 500万円以下の場合 4.3%</p> <p>(4) 純工事費が 500万円を超え 800万円以下の場合 3.3%</p> <p>(5) 純工事費が 800万円を超え 2,000万円以下の場合 2.0%</p> <p>(6) 純工事費が 2,000万円を超え 3,000万円以下の場合 1.7%</p> <p>(7) 純工事費が 3,000万円を超え 5,000万円以下の場合 1.3%</p> <p>(8) 純工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 0.8%</p> <p>(9) 純工事費が10,000万円を超える場合 前号において算出される額の最高額。</p>
		現場管理費	<p>純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の2分の1に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 純工事費が 1,000万円以下の場合 12.5%</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
		一般管理費	<p>(2) 純工事費が 1,000万円を超え 2,000万円以下の場合 10.5%</p> <p>(3) 純工事費が 2,000万円を超え 5,000万円以下の場合 9.0%</p> <p>(4) 純工事費が 5,000万円を超え 7,000万円以下の場合 8.0%</p> <p>(5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 7.5%</p> <p>直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。</p> <p>この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事原価が 500万円以下の場合 14.0%</p> <p>(2) 工事原価が 500万円を超え 1,000万円以下の場合 13.5%</p> <p>(3) 工事原価が 1,000万円を超え 4,000万円以下の場合 13.0%</p> <p>(4) 工事原価が 4,000万円を超え 10,000万円以下の場合 12.5%</p> <p>(5) 工事原価が10,000万円を超え 20,000万円以下の場合 12.0%</p> <p>(6) 工事原価が20,000万円を超える場合 11.5%</p>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
	付帯工事費	土地造成費 搬入道路等 工 事 費 門 囲 障 等 工 事 費 そ の 他 工 事 費	施設整備の付帯工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し承認を得た額。 なお、算定方式は本工事費に準じて算定すること。
	廃焼却施設 解体費		廃焼却施設の解体に当たっては、解体工事に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	補 償 費		補償等に要する必要最小限度のものについて環境大臣に協議し、承認を得た額。
	調 査 費		調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。
	工 事 雑 費		請負施工に係る工事費（工事雑費を除く。）に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。請負施工に係る工事費（工事雑費を除く） <div style="text-align: right;">1.0%</div>
事 務 費	旅 費 及 び 庁 費		工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 工事費が 5,000万円以下の場合 <div style="text-align: right;">3.5%</div>

1 区 分	2 費 目	3 細 分	4 基 準 額
			(2) 工事費が 5,000万円を超え 10,000万円以下の場合 3.0% (3) 工事費が10,000万円を超え 30,000万円以下の場合 2.5% (4) 工事費が30,000万円を超え 50,000万円以下の場合 2.0% (5) 工事費が50,000万円を超え 100,000万円以下の場合 1.0% (6) 工事費が100,000万円を超える場合 0.5%

備 考

1. 廃棄物循環型社会基盤施設整備事業に係るごみ処理施設及び埋立処分地施設の施設整備に係る事業において、廃棄物の処理に必要な設備の補助対象とする規模は、原則として、別に定めるところにより算出した量の規模の範囲内であること。

2. 事業の工期が2ヶ年度以上に渡る場合、営繕損料、労務者輸送費、現場管理費、一般管理費、工事雑費及び事務費のそれぞれの基準額の算定に関して定める率は、工期全体の工事費（純工事費）に対して適用し、当該基準額は、その範囲内で各年度に配分するものとする。

ただし、平成14年度以前に着工し、平成15年度以降に継続して実施する事業は、この限りでない。

付 表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破碎機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撒水機、滅菌機、ブローア、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄せ機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出し設備、電気集じん機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう。

ただし、現場加工されるものを除く。

II 費用の説明

補助対象事業の経費（以下「事業費」という。）は、工事費及び事務費に大別され、工事費は更に本工事費、付帯工事費、補償費、調査費及び工事雑費に、事務費は、旅費及び庁費に分けられるが各費目の内容は次の各号によるものである。

1. 「本工事費」とは

- (1) 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工事を含む。以下「本工事」という。）の施工に直接必要な材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、労務費及び補助事業者等が負担する労務者保険料（労働保険料、厚生年金保険料、健康保険料等）並びにこれら以外の経費で本工事費に要する歩掛の費用をいう。

ただし、請負施工の場合にあつては、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。

(2) 「直接工事費」とは

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の三要素について積算するものをいう。

ア. 材 料 費 工事を施工するために必要な材料の費用で別に定める主要資材単価表を標準とし、買入れに要する費用及びこれに伴う運搬費及び保管料の合計額をいう。

イ. 労 務 費 直接工事費のうち、労務費については、別に定める職種別賃金日額表及び工事設計標準歩掛表の標準単価を標準とする。

ウ. 直 接 経 費 工事を施工するに直接必要とする経費でその算定は次によるものをいう。

(ア) 特 許 使 用 料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額をいう。

(イ) 水 道 光 熱 電 力 料 工事を施工するために必要な電力、電灯使用料及び用水使用料をいう。

(ウ) 機 械 器 具 損 料 工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で別に定める「機械損料表」による。

(3) 「間接工事費」とは

ア. 間接工事費は、各工事部門共通の前号以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類するものをいう。

イ. 「共通仮設費」とは、次に掲げるものについて積算するものとする。

(ア) 運 搬 費 工事施工に必要な機械器具等の運搬現場内の器具等の移動等に要する費用をいう。

(イ) 準 備 費 工事施工に必要な、準備、跡片付け、調査、測量、丁張り（調査費に含まれるものを除く。）、伐開整地及び除草等に要する費用をいう。

- (ウ) 仮設費 機械設備の設置、撤去及び仮道、仮橋現場補修、用水並びに電力等の供給設備等に要する費用をいう。
- (エ) 役務費 仮設工事、材料置場等の土地の借上げ及び電力・用水等の基本料金等に要する費用をいう。
- (オ) 技術管理費 品質管理のための試験、出来形管理のための測量及び技術管理上必要な資材の作成に要する費用をいう。
- (カ) 営繕損料 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場等の営繕に要する費用をいう。
- (キ) 労務者輸送費 労務者輸送に要する費用をいう。
- (ク) 安全費 交通管理及び安全施設等に要する費用をいう。

ウ. 「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代家賃、水道光熱費、運賃、消耗品費、通信運搬費及びその他に要する費用をいう。(特殊製品については付表参照)

- (4) 「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費及び利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、公租公課、旅費及びその他に要する費用をいう。

- (5) 「付帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な付帯工事に要する経費をいう。

ア. 土地造成費は、施設設置に必要な最小限度の用地造成に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

イ. 搬入道路等工事費は、施設設置に必要な最小限度の搬入道路及び構内道路等に必要な工事費(準備工事費を含む。)をいう。

ウ. 門及び囲障等工事費は、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事費をいう。

- (6) 「廃焼却炉解体費」とは、廃止された廃棄物焼却施設の解体に要する費用をいう。

- (7) 「補償費」とは、借料及び工事施工によって生じた家屋、立木、その他の財産権の侵害による損失並びに物権の移転に伴う損失に対する補償に要する費用(補償金に換え直接施工する補償工事に要する経費及び代替用地に対する差額補償費を含む。)をいう。

- (8) 「調査費」とは、補償事業者又は請負事業者が工事を施工するために必要な調査測量及び試験等に要する費用をいう。

- (9) 「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、賃金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費、及び工程に関係ある職員の給与(退職手当金を除く。)並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等、その他に要する費用をいう。

2. 「事務費」とは、補助事業者が事業施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費及び庁費〔賃金（労働保険料を含む）、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費）、委託料、使用料、賃借料、通信運搬費、監督料及び備品費等の人件費並びに物件費〕をいう。

別表 3

区 分 種 別	廃棄物処理 施設整備費 補助率	北海道廃棄物 処理施設 整備費補助率	離島振興 事業費補助率	沖縄開発 事業費補助率	国土総合開発 事業調整費 補助率
ごみ処理施設 整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
ごみ燃料化 施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物運搬 中継・中間 処理施設	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
廃棄物再生利 用施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
埋立処分地 施設整備費	1/4	1/4	1/3	1/2	1/4
汚泥再生処理 センター整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
し尿・浄化槽 汚泥高度処理 施設整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3
コミュニティ・プラント 整備費	1/3	1/3	1/2	1/2	1/3

備考

1. 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第3項の規定に基づき整備する事業（平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業に限る。）については、上欄にかかわらず補助率1/2とする。
2. 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項の規定に基づき整備する事業については、上欄にかかわらず補助率1/3とする。
3. 北海道廃棄物処理施設整備費にあつて、離島振興法第4条第1項の離島振興計画に基づき整備される事業で、ごみ処理施設関係については補助率1/3、し尿処理施設関係及び生活排水処理施設は補助率1/2とする。
4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の6の規定に基づき整備する事業にあつては、沖縄開発事業費を除き、上欄にかかわらず補助率1/3とする。ただし、1に係る事業は除くものとする。

別紙様式第1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

法人名及び代表者名

印

平成 年度廃棄物処理施設整備事業（民間資金活用型
社会資本整備事業）状況報告書

a 国庫補助対象事業名			b 事業費		
市町村等名	施設名	規模	国庫補助基本額(イ)	補助率(ロ)	国庫補助金(ハ)
			円	/	円
c 事業着工 年月日	d 交付決定額	e 補助金受入調書			f 補助金繰越予定額 (d-e)
		受入済額	受入予定額	計	
平成 年 月 日	円	円	円	円	円
g 3月31日までに事業費支払確定の算出根拠				h 事業繰越 予定額 (b)の(イ) (g)の(ハ) 円	事業竣工予定年月日
(イ) 事業費支払義務確定額		(ロ) 事業費支 払予定額	3月31日までに 事業費支払 確定予定額 (イ)+(ロ)=(ハ)		原 着工・・・
支払済額	支出義務額				申請 竣工・・・
円	円	円	円		繰越 着工・・・ 竣工・・・
i 事業費支払確定予定額及び事業繰越予定額内訳					
国庫補助対象事業内訳			事業費支払	事業費翌年度	摘 要
工種別	工事別	金額	確定予定額	繰越予定額	
		円	円	円	
合 計			(g)と(ハ)と同 額とする。	(b)と同額と する。	
繰越理由その他 参考事項					

- (注) 1. 補助金受入調書中受入予定額とは、3月31日まで事業費支払確定額に相当する補助額より受入済額を控除した残額をいう。
 2. 事業費支払義務確定額(イ)とは、補助対象事業が既に完成された分(法律上の給付行為)に対する事業費の支払額及び支払義務額(現在までの支払義務確定額)をいう。
 3. 事業費支払予定額(ロ)とは、補助対象事業の未完成部分について3月31日までに完成の見込ある事業に要する費用をいう。
 4. 事業費支払確定予定額とは、(イ)欄及び(ロ)欄の合計額をいう。
 5. 事業費繰越額とは、補助基本額より3月31日までの事業費支払確定予定額を控除した額であること。
 6. 事業費支払確定予定額及び事業繰越予定額内訳の様式その他の記載事項については、補助申請書の事業費明細書に準ずること。

別紙様式第2

平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）

補助金事業施工状況及び工事進捗状況調

(法人名)

工事種別	契約年月日	着工年月日 竣工年月日	当該年度費		当該年度出来		翌年度へ繰越予定額		工事進捗状況表												備考								
			基本額	補助対象外事業費	基本額	補助対象外事業費	基本額	補助対象外事業費	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
(記載例) 〔補助対象事業〕			円	円	円	円	円	円																					
〔補助対象外事業〕																													
総合計																													

(注) 報告書提出日現在までの工事進捗状況を棒線以示すこと。なお、出来高を%で表わすこと。

別紙様式第3

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）
国庫補助金交付申請書

第 平成 年 月 日 号

環境大臣 殿

法人名及び代表者名



平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）
国庫補助金（ 処理施設）交付申請について

標記の補助金を次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額	円（うち消費税相当額	円）
(1) 処理能力	K ℓ /日、m ³ /日、t/日又はm ³	
(2) 処理方式		
2 事業計画説明書		別紙 (1) 号
3 年度別事業計画調書		// (2) 号
4 国庫補助金所要額調書		// (3) 号
5 財源調書		// (4) 号
6 本工事費種別明細書		// (5) 号
7 付帯工事費種別明細書		// (6) 号
8 廃焼却施設解体費明細書		// (7) 号
9 補償費明細書		// (8) 号
10 調査費明細書		// (9) 号
11 工事雑費明細書		// (10) 号
12 事務費明細書		// (11) 号
13 代価表に基づく単価一覧表		// (12) 号
14 処理工程概要図表		// (13) 号

- (注) 1. 1つの事業主体が複数の施設を設置する場合にあっては、交付申請書の区分を廃棄物処理施設整備事業とし、1の申請額は、各施設の合計額を記入し、2以下の各調書については、各施設に共通しないもののみ別個作成するものとする。
2. 全体事業における工期が2カ年以上にまたがるが、契約を一括して初年度に行う場合については、初年度に6～13の全体調書を作成し、2カ年目以降の事業については、6～14は不用であること。ただし、各調書において変更がある場合には、該当する調書を作成するものとする。

(添付書類)

1 設計図面（実測平面図であること。）

(1) 一般平面図

ア. 行政平面図（縮尺1/25, 000~1/50, 000程度）

行政区域、計画収集地域、建設予定地、搬入道路及び放流先等の概況を明示した図面

イ. 主要構造物の配置平面図面（縮尺1/100~1/500程度）

主要な構造物及び設備の配置を明示し、各構造物及び設備の名称、構造物の連絡配管並びに排水管を記入した図面。

(2) その他必要な図面（縮尺任意）

ごみ処理施設の場合には断面図を添付すること。

(注) 図面作成上の注意事項

①ア. 一般平面図は、実測平面図であること。

イ. 主要構造物の配置平面図は、建物にあっては、各階ごとに作成すること。

② 1の(1)イ、主要構造物配置平面図は、次の区分により色分けすること。

ア. 当該年度補助対象事業（補助基本額） 赤色

イ. 当該年度単独事業 緑色

ウ. 次年度以降の事業 黄色

エ. 前年度からの継続事業で実施済事業分及び現有施設 黒色

ただし、主要な構造物又は設備全体がア~エの区分の一つに属する場合は色分けする必要はなく、その旨図中に〇〇年度補助対象事業と明記すること。

2 定款又は寄附行為及び収入収支予算書（又は見込書）抄本）。

国庫補助金の収入のうち廃棄物処理施設整備事業に係る額を明記するものとし、当該予算支出欄には、科目ごとに廃棄物処理施設整備事業に係る額を明記するものとする。

3 契約済の場合には当該契約書又は仮契約書の写し（未契約の場合には、添付の必要はない）。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の3規定に基づく一般廃棄物処理施設の許可証の写し。

なお、許可証の写しを添付できない場合は、添付できない理由書を添付すること。

5 その他参考となる資料。

(注) 全体事業における工期が2カ年以上にまたがる場合において、2カ年目以降の事業については、次によること。

1. 1の(1)のア及び(2)は不用であること。ただし、変更がある場合には、該当する図面を添付すること。

2. 3の契約書及び4の許可証は、当該年度の前年度以前の交付申請書に既に添付されており、かつ、変更がない場合には不用であること。

事業計画説明書

1 事業の施行理由及び効果

事業の実態を把握するに便なるよう簡潔、正確に記述し、かつ事業による効果を記述すること。

2 設置しようとする施設の処理対象人口と処理能力

3 事業計画

全体事業計画の概要を記述するとともに、補助対象となる事業計画を具体的に記述すること。

なお、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」（平成10年10月28日生衛発第1572号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）及び「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」（平成12年12月28日生衛発第1903号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）に適合していることを確認した根拠を簡潔に記述すること。

4 施行方針（工事方法）

補助事業に該当する各工種別ごとに施行方針（工事方法）を具体的に記述すること。

5 施行方法

6 施行場所及び総面積

所在地を記載すること。

総面積

7 工事着工予定年月日及び竣工予定年月日

当該年度事業	着工予定	年	月	日
	竣工予定	年	月	日
全体事業	着工予定	年	月	日
	竣工予定	年	月	日

8 設計責任者

所属 職 氏名

9 工事施行監督者

所属 職 氏名

年度別事業計画調書

全体事業計画内容				過年度迄実施済事業		当該年度予定事業		平成 年度予定事業	
区分及び項目別	工種別	工事別	金額	補助対象 事業費	補助対象 外事業費	補助対象 事業費	補助対象 外事業費	補助対象 事業費	補助対象 外事業費
(補助対象事業分)			円	円	円	円	円	円	円
土木費									
本工事費	受入貯留設備	土木工事							
		機械工事							
		小計							
		土木工事							
		機械工事							
		小計							
	共通仮設費								
	〇〇〇								
	現場管理費								
	一般管理費								
消費税額相当額									
ト 計									
焼却施設解体費									
償 費									
調査費									
消費税相当額									
、 計									
事務費									
消費税相当額									
、 計									
(補助対象外事業分)									
その他の工事費									
消費税相当額									
、 計									
計									
消費税相当額				※	※	※	※	※	※
合 計									

(注) 1. 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあつては、それぞれの国庫補助対象事業費欄をさらに「本土分」と「離島分等」に区分して作成すること。
 2. 消費税相当額欄の※は、総事業費の比例案分により算出し記入する。
 3. 本工事費及び事務費欄は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に係る工事歩掛表」、「廃棄物処理施設整備費国庫補助事業に係る単価表」等により算出し記入する。

国庫補助金所要額調書

(単位：円)

区分及び項目	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準額 (補助対象事業費) (D)	国庫補助基本額 (CとDを比較 していずれか少 ない額) (E)	補助率 (F)	国庫補助 所要額 (E×F) (G)	仕入に係 る消費税 等相当額 (H)	要国庫 補助金額 (I) = (G) - (H)	備考
補助対象事業 費(除く)										
補償費										
事務費										
補助対象外事業 費										
消費税相当額										
合計										

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該年度施工の廃棄物処理施設整備事業に係る総事業費を記載すること。
 2 「寄付金その他の収入」欄には、当該事業に充てるべき指定寄付金その他の収入額をいう。ただし、都道府県助成金その他受益者負担金は除くも
 のとする。なお、収入明細を「備考」欄に記載すること。
 3 「基準額」欄には、交付要綱別表2の基準額によって算定したものを記載すること。
 4 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあつては、「国庫補助基本額」及び「国庫補助所要額」欄をそれぞれ本土分と離島分等に区分し、「国庫
 補助所要額」欄は合計額を記載すること。
 5 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、当該補助金に係る消費税等相当額が明らからかな場合には、その額を記入すること。また、当該消費税
 等相当額がない場合には「該当無し」と、明らかでない場合には「未確定」と記載すること。
 6 変更申請が必要になった場合には、(A)～(I)欄全て上段()書きで交付決定時の額を記入し、下段に変更申請額を記入すること。

財 源 調 査 書

(単位：円)

総事業費	財 源				内 訳		備 考
	国庫補助金	地方公共団体補助金	借入金	自己資金	その他		

(記載上の注意)

- 1 「総事業費」欄には、別紙(3)号「国庫補助金所要額調査」による総事業費を記載すること。
- 2 財源内訳の国庫補助金以外には、全て算出基礎を添付すること。
なお、財源が決定していないものについては見込額で記載すること。

本工事費種別明細書

工種別	工事別	種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額	特殊製品額	積算根拠
受入貯留設備工事						円	円		
	土木工事	掘さく	0~15	m ²					
		埋戻し							

		(小計)							
	機械工事	マンホールの	φ 0.6m ²	個					

		(小計)							
		合計							
一次処理設備工事									
	土木工事	掘さく							

		(小計)							
	機械工事	攪拌機		式					
共通仮設費									
現場管理費									
一般管理費									
		総合計							

- (注) 1. 各工種別において単価、金額で円未満は切り捨てること。
 2. 機械工事について、1式100万円以上の場合、必ず調書(設計、製作、形式、寸法及び金額)を添付すること。特殊製品の価格の積算については、現場到着の価格でもって記載すること。
 なお、「積算根拠」欄には、積算の基礎とした代価表等を記入すること。
 3. 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、各種別の小計毎に本土分と離島分等を規模案分して記載すること。

別紙(6)号

付帯工事費種別明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

別紙(7)号

廃焼却施設解体費明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

別紙(8)号

補償費明細書

離作補償、建物移転補償等具体的に前別紙各号に準じて記載することに準ずること。ただし、補償工事費については、別紙(5)号「本工事費種別明細書」の作成要領に準ずること。

別紙(9)号

調査費明細書

別紙(5)号「本工事費種別明細書」作成要領に準ずること。

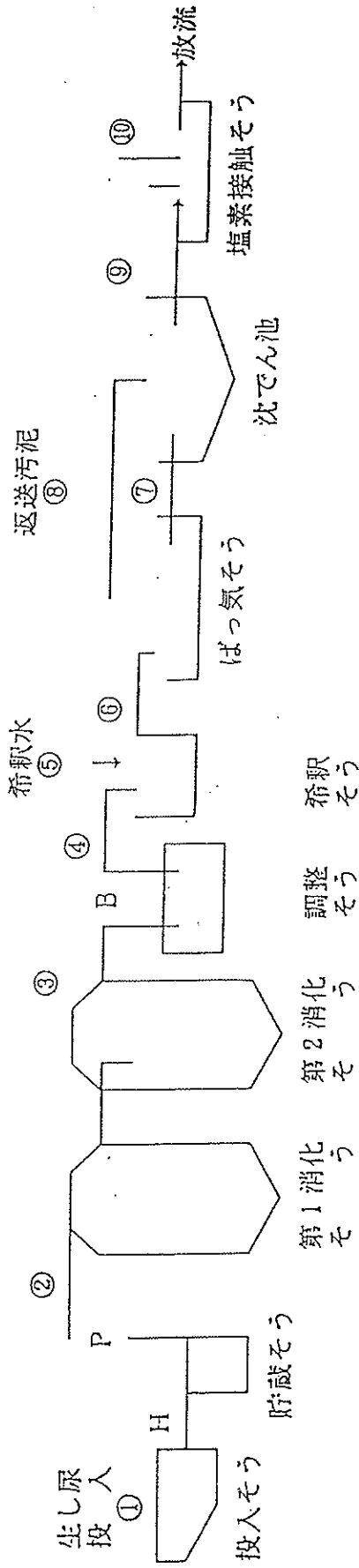
別紙(10)号

工事雑費明細書

細目	種別	単位	数量	単価	金額	備考
				円	円	
計						

処理工程概要図表

(1) フローシート



(2) BOD計算基準

	生し尿	第2消化そう 脱離液	希釈そう出口	ばっ気そう	沈でん池出口	塩素接触そう出口
BOD mg/ℓ	13,500	2,500	—	—	30	30 以下
除去率 %	—	81.5	—	—	76	—

(3) 流量表
し尿処理量 "Q" m³/dとする。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1日当り処理量 (m ³ /d)	Q	Q	Q	Q	19Q	20Q	25Q	5Q	20Q	20Q
1時間当り処理量 (m ³ /h)	Q/4	Q/4	Q/4	Q/24	19Q/24	20Q/24	25Q/24	5Q/24	20Q/24	20Q/24

別紙様式第 4

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）
国庫補助金事業実績報告書

第 平成 年 月 日 号

知 事 殿

法人名及び代表者名



平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）
国庫補助金（ 処理施設）事業実績報告書の提出について

平成 年度において国庫補助金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 14 条の規定により関係書類を添えて報告する。

- | | | | | | | | | | |
|-----|---------------|--|--------|------|----|---|---|---|--|
| 1 | 精 算 金 額 | | | | | | | | |
| | 金 | 円（うち消費税相当額 | 円） | | | | | | |
| (1) | 処理能力 | Kl/日、m ³ /日、t/日又はm ³ | | | | | | | |
| (2) | 処理方式 | | | | | | | | |
| 2 | 交付決定額 | 金 円 | 〇〇〇〇〇第 | 号 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| | | 金 円 | 〇〇〇〇〇第 | 号 | 平成 | 年 | 月 | 日 | |
| 3 | 収 支 精 算 書 | | 別紙 | (1) | 号 | | | | |
| 4 | 事業費財源精算調書 | | 〃 | (2) | 号 | | | | |
| 5 | 国庫補助金受入調書 | | 〃 | (3) | 号 | | | | |
| 6 | 寄付金その他の収入額明細書 | | 〃 | (4) | 号 | | | | |
| 7 | 年度別事業計画精算調書 | | 〃 | (5) | 号 | | | | |
| 8 | 本工事費種別明細精算書 | | 〃 | (6) | 号 | | | | |
| 9 | 付帯工事費種別明細精算書 | | 〃 | (7) | 号 | | | | |
| 10 | 廃焼却施設解体費精算書 | | 〃 | (8) | 号 | | | | |
| 11 | 補償費精算書 | | 〃 | (9) | 号 | | | | |
| 12 | 調査費精算書 | | 〃 | (10) | 号 | | | | |
| 13 | 工事雑費精算書 | | 〃 | (11) | 号 | | | | |
| 14 | 事務費精算書 | | 〃 | (12) | 号 | | | | |
| 15 | 代価表に基づく単価一覧表 | | 〃 | (13) | 号 | | | | |
| 16 | 残存物件調書 | | 〃 | (14) | 号 | | | | |
| 17 | 処理工程概要図表 | | 〃 | (15) | 号 | | | | |

(注) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業として申請した場合には、交付申請書に準じて作成すること。

(添付書類)

- 1 設計図面（竣工）は申請書に添付する図面と同じ様式とする。
なお、申請書と同じ設計図面であれば、省略することができる。
- 2 定款又は寄附行為及び収支決算書（又は見込書）抄本。
- 3 契約書の写し（約款等を含む。）、工事竣工届。
- 4 その他参考となる資料。

収 支 精 算 書

(単位：円)

区分及び項目	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	基準額 (補助対象事業費) (D)	国庫補助 基本額 (CとDを比較して いづれが小さい額) (E)	国庫補助 所要額 (E)×補助率 (F)	仕入に係 る消費税 等相当額 (G)	要国庫 補助金額 (H) = (F) - (G)	国庫補助金 受入済額 及び予定額 (I)	差引国庫 補助金額 △不足額 (H) - (I) (J)	備考
補助対象事業分 工 事 費 (補償費を除く)											
補 償 費											
事 務 費											
補助対象外事業分											
消費税相当額											
合 計											

(注) 補助金申請書別紙(3)号「国庫補助金所要額調査」の作成要領に準ずること。

事業費財源精算調書

(単位:円)

総事業費	財源				内訳			備考
	国庫補助金	地方公共団体補助金	借入金	自己資金	その他	備		

(記載上の注意)

- 1 「総事業費」欄には、別紙(3)号「収支精算書」による総事業費を記載すること。
- 2 財源内訳の国庫補助金以外には、全て算出基礎を添付すること。

別紙(3)号

国庫補助金受入調書

区分	国庫補助金	受入年月日	備考
受入合計	年	年 月 日	

別紙(4)号

寄付金その他の収入額明細書

区分	金額	備考

(注) 備考欄には算出基礎を明記すること。

年 度 別 事 業 計 画 精 算 調 書

全体事業計画内容				過年度迄実施済事業		当該年度予定事業		平成 年度予定事業	
区分及び項目別	工種別	工事別	金額	補助対象 事業費	補助対象 外事業費	補助対象 事業費	補助対象 外事業費	補助対象 事業費	補助対象 外事業費
(補助対象事業分)			円	円	円	円	円	円	円
土木費									
工事費	受入貯留設備	土木工事							
		機械工事							
		小計							
		土木工事							
		機械工事							
		小計							
	共通仮設費								
	〇〇〇								
	現場管理費								
	一般管理費								
消費税相当額									
計									
焼却施設解体費									
償費									
調査費									
消費税相当額									
計									
業務費									
消費税相当額									
計									
(補助対象外事業分)									
その他の工事費									
消費税相当額									
計									
計									
消費税相当額				※	※	※	※	※	※
合計									

(注) 1. 本土分と離島分等を合わせて行う事業にあっては、それぞれの国庫補助対象事業費欄をさらに「本土分」と「離島分等」に区分して作成すること。

2. 消費税相当額欄の※は、総事業費の比例案分により算出し記入する。

別紙(6)号

本工事費種別明細精算書

工種別	工事別	種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額	特殊製品額	備考
						円	円		

(記入上の注意)

国庫補助金申請書別紙(5)号「本工事費種別明細書」記載上の注意を参照の上記入すること。

別紙(7)号

付帯工事費種別明細精算書

別紙(6)号「本工事費種別明細精算書」の作成要領に準ずること。

別紙(8)号

廃焼却施設解体費精算書

別紙(6)号「本工事費種別明細精算書」の作成要領に準ずること。

別紙(9)号

補償費精算書

国庫補助金申請書別紙(8)号「補償費明細書」の作成要領に準ずること。

別紙(10)号

調査費精算書

別紙(6)号「本工事費種別明細精算書」の作成要領に準ずること。

別紙(11)号

工事雑費精算書

名称	細目	単位	数量	単価	金額	備考
				円	円	

別紙(12)号

事務費精算書

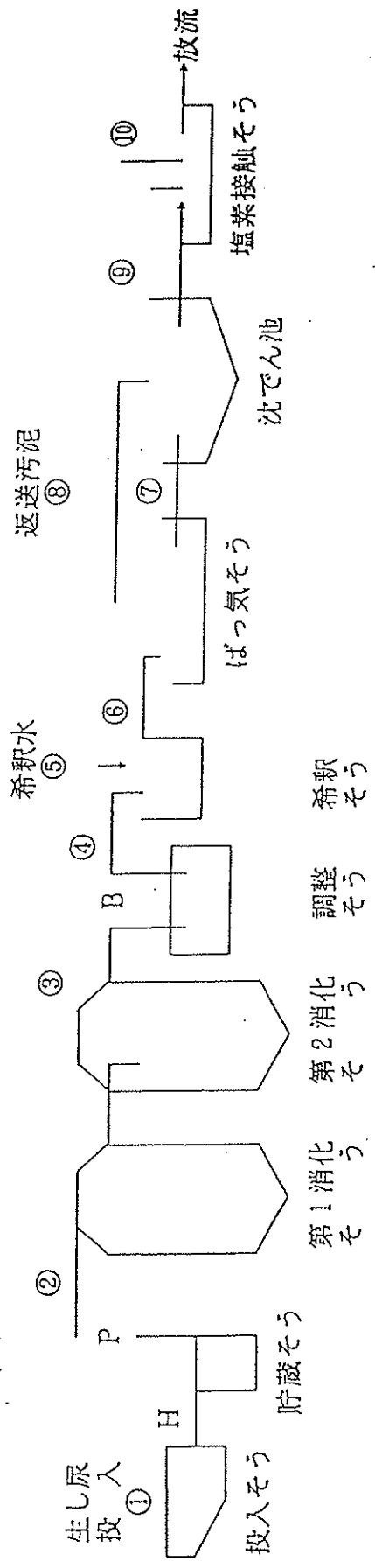
名称	細目	単位	数量	単価	金額	備考
				円	円	

(記入上の注意)

国庫補助金申請書別紙(11)号「事務費明細書」記載上の注意を参照の上記入すること。

処理工程概要図表

(1) フローシート



(2) BOD計算基準

	生し尿	第2消化そう 脱離液	希釈そう出口	ばっ気そう	沈でん池出口	塩素接触そう出口
BOD mg / ℓ	13,500	2,500	-	-	30	30 以下
除去率 %	-	81.5	-	-	76	-

(3) 流量計
し尿処理量 "Q" m³/dとする。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1日当り処理量 (m ³ /d)	Q	Q	Q	Q	19Q	20Q	25Q	5Q	20Q	20Q
1時間当り処理量 (m ³ /h)	Q / 4	Q / 4	Q / 4	Q / 24	19Q / 24	20Q / 24	25Q / 24	5Q / 24	20Q / 24	20Q / 24

別紙様式第5

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）
国庫補助金年度終了実績報告書

第 平成 年 月 日 号

知 事 殿

法人名及び代表者名

印

平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型
社会資本整備）国庫補助金（ 処理施設）年
度終了実績報告書の提出について

平成 年 月 日〇〇〇〇第 号をもって交付決定を受けた標記事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条後段の規定により、関係書類を添え別紙のとおり報告する。

（注）廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業として申請した場合には、交付申請書に準じて作成すること。

別紙

事業名	交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額		事業実施期間		摘要
	事業費	補助基本額 (又は、基準事業費)	事業費実績額 (見込)	事業進捗率	補助受入額	事業費	補助金額	着手年月	
	円		円	%	円	円	円		

別紙様式第6

廃棄物処理施設（民間資金活用型社会資本整備事業）
全体事業竣工報告書

第 号
平成 年 月 日

知 事 殿

法人名及び代表者名

印

平成 年度国庫補助事業廃棄物処理施設（民間資金活用型
社会資本整備事業）（ 処理施設）全体事業竣工報
告書の提出について

平成 年度国庫補助事業の交付を受けて施工した標記の全体事業が完了した
ので、関係書類を添えて報告する。

- 1 国庫補助金の額 金 円
(1)事業年度 平成 年度から平成 年度まで
(2)処理能力 Kl /日、 m^3 /日、 t /日又は m^3
(3)処理方式
- 2 国庫補助金交付額確定通知
金 円 ○○○○○第 号 平成 年 月 日
- 3 事業竣工報告書 別紙（1）号
- 4 事業費財源精算調書 別紙（2）号
- 5 年度別事業計画精算調書 別紙（3）号

（添付書類）

- 1 各工種ごとの竣工写真及び竣工全景写真
- 2 国庫補助事業年度の翌年度以降の単独事業に係る工事請負契約書の写し
- 3 工事竣工届並びに工事竣工検収書

（注）廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付申請を廃棄物処理施設整備事業とし
て申請した場合には、交付申請書に準じて作成すること。

別紙(1)号

事業竣工報告書

1 全体事業工事期間

着工 平成 年 月 日
 竣工 平成 年 月 日

2 施工方法

工事種別	施工内容	契約方法	工事施工者	備考

- (注) (1) 工事施工者欄には、契約の相手方の住所氏名（法人の場合はその名称、主たる事務所及び代表者名）を記載すること。
 (2) 備考欄には、設計者、契約年月日その他参考となる事項等を記載すること。

別紙(2)号

事業費財源精算書

(単位：円)

年度	総支出額	国庫補助金	財源内訳				備考
			地方公共団体補助金	借入金	自己資金	その他	
計							

年度別事業計画精算調書

全体事業計画内容		平成		年度事業		平成		年度事業		備考
		補助対象 事業	補助対象 事業	補助対象 事業	補助対象 事業	補助対象 事業	補助対象 事業	補助対象 事業	補助対象 事業	
区分及び費目別	工種別	工事別	金額	円	円	円	円	円	円	
(補助対象事業分) 工事費		土木工事 機械工事	金額	円	円	円	円	円	円	
廃焼却施設解体費 償還費 調査費 補調費 事務費 (合計)			(%) (%) (%)							
(補助対象外事業分) その他の工事費 改造工事費 (合計)										
総合計										

(注) 補助事業年度を超えた単独事業分については、補助対象外事業欄に記入すること。

別紙様式第7

廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）
国庫補助金の仕入に係る消費税等相当額報告書

第 号
平成 年 月 日

環境大臣 殿

法人名及び代表者名



平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）
国庫補助金の仕入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定のあった平成 年度廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）国庫補助金について、廃棄物処理施設整備費（民間資金活用型社会資本整備事業）補助金交付要綱14の規定に基づき、次のとおり報告する。

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定額
円
2. 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
円
4. 補助金返還相当額（3-2）
円
5. 参考となるその他書類（3.の金額の積算の内訳等）